

創業される方、創業後まもない方に対応する保証制度のご案内

信用保証協会では、これから事業を開始される方、開業後間もない方を対象とした保証制度があります。なお、本制度の対象者である「会社」とは株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、工業法人です。組合、医業を主たる事業とする法人（医療法人含む）、NPO法人、一般社団法人等は対象外となります。

保証制度名 【略称】	創業関連保証 【創業関連】	新規創業融資 (香川県融資制度) 【県創業（一般タイプ）】	丸亀市創業支援融資 (丸亀市融資制度) 【丸亀創業】
対象となる方	次のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する方（*1） ②事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有する方（*1） ③中小企業者である会社であって、分社化により新たに会社を設立し、かつ、事業を開始する具体的な計画を有する方 ④事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過しない方 ⑤事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方 ⑥中小企業者である会社から分社化により設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過しない方 ⑦④に規定する創業者であって新たに会社を設立した方が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、個人の事業開始後5年を経過しない方	県内で新たに事業を開始しようとする方（開始して1年未満の方を含む）であって、次の要件のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する方 ②事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、その新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有する方 ③事業を営んでいない個人が事業を開始し、開始後1年を経過しない方 ④事業を営んでいない個人によって設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過しない方 ⑤③に規定する創業者であって新たに会社を設立した方が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、個人の事業開始後1年を経過しない方	丸亀市内で新たに事業を開始しようとする方（開始して1年未満の方を含む）で、市町村税の滞納がなく、丸亀商工会議所又は丸亀市飯綾商工会の専門相談員による「創業計画書」等について指導を受け、適切と認められた場合で、次のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人が借入金額の3分の1以上の自己資金を有し、1か月以内に新規に事業を始めるための具体的な事業計画を持っている方 ②事業を営んでいない個人が事業を開始し、その日から1年を経過していない方 ③事業を営んでいない個人が会社を設立し、その設立日から1年を経過していない方
保証限度額	3,500万円	2,000万円 (創業関連保証との融資残高の合計金額が3,500万円を超えないこと)	700万円 (創業関連保証との融資残高の合計金額が3,500万円を超えないこと)
対象資金	事業に必要となる運転資金及び設備資金		
保証期間	10年以内（据置期間1年以内）	設備資金 10年以内（据置2年以内） 運転資金 7年以内（据置1年以内）	5年以内（据置6か月以内）
貸付形式	証書貸付		
返済方法	原則として、元金均等分割返済		
貸付利率	金融機関所定利率	7年以内 年1.75% 7年超 年1.85%	年1.5% (丸亀市から年利1%相当の補給金あり)
信用保証料率	年0.85%	年0.58% (県から年0.58%の補給金あり)	年0.58% (丸亀市から保証料相当額の補給金あり)
担保	不要		
保証人	必要となる場合があります ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要		
取扱金融機関	当保証協会と約定書を締結している金融機関	百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、 観音寺信用金庫、香川県信用組合、中国銀行、 伊予銀行、愛媛銀行、四国銀行、高知銀行、 阿波銀行、徳島大正銀行、商工組合中央金庫、 みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行	百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫
主な必要書類	・創業・再挑戦計画書[協会所定様式]（①、②、③） ・客観的に事業を開始した時期が明らかになる書類（④、⑤、⑥、⑦） ・個人から法人へ事業譲渡したことが分かる契約書等（⑦） ・宣誓書【創業保証用】	・創業計画書[県所定様式]（①、②） ・客観的に事業を開始した時期が明らかになる書類（③、④、⑤） ・個人から法人へ事業譲渡したことが分かる契約書等（⑤） ・宣誓書【創業保証用】	・創業計画書 ・申込人の住民票謄本（法人の場合は代表者） ・市町村民税の納税証明書、 固定資産評価証明書、所得証明書

*1 認定特定創業支援事業の支援を受けて創業される方は、事業開始の6月前から創業関連保証を利用できます。

